

📌 今月のポイント

社会保険料の特例改定について

質問

コロナウイルスの影響で休業した従業員の社会保険料を下げるができると聞きました。社会保険料の特例改定について教えてください。

回答

社会保険料は、年に一度行う定時決定（算定）と、給与改定等が行われる際に行う随時改定（月変）の2つの改定方法があります。今回の特例改定とは、随時改定の仕組みに特例を設けて通常の随時改定よりも早いタイミングで実際の給与額に沿った保険料に改定を行うため申請をすることができるものです。

特例改定のポイント

随時改定（月変）とは

- 固定給の増減があった月から連続して3か月の給与の平均額が属する標準報酬月額と従前の標準報酬月額に2等級以上変動があった場合に、給与額が変更した4か月目から保険料額を改定するものです。
※該当月の基礎日数がすべて17日以上であること。

特例改定とは

- 特例改定は新型コロナウイルス感染症の影響により休業し、給与が著しく低下した場合変動月のみの給与額と従前の報酬月額を比較し2等級以上の差があれば、2か月目から保険料の改定ができるものです。
※固定的賃金が低下していなくても行うことができます。休業日数も基礎日数に含めることができます。

申請を行うメリット・デメリット

- メリット：通常の随時改定よりも早いタイミングで、保険料を実際の給与額に基づいた額に変更することができます。そのため、従業員としては手取り額が多くなり、会社は負担する保険料を抑えることができます。
- デメリット：今後、傷病手当金、出産手当金の受給を受ける際に受け取る額が低下する可能性があります。

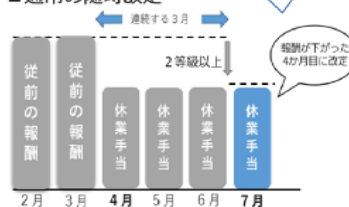
申請時の注意事項とは

- 申請の対象となるのは、令和2年4月から7月に支給した給与が著しく低下した場合のみです。申請自体は、令和3年1月末まで申請可能です。
- 上記のメリットデメリットを理解したうえで申請を行うため、申請前に各従業員から同意を得る必要があります。
- 特例改定の申請を行えるのは一人につき1度限りです。仮に5月改定で申請を行った場合、6月以降により給与額が低下した場合でも再度申請を行うことはできません。
- 7月改定、8月改定の申請を行った際には、休業が回復した場合、随時改定（月変）の届出が必要なケースがあります。随時改定（月変）とは、に記載のとおり、休業が回復した月が給与額に変動のあった月として取り扱われ、4か月目に保険料の改定が行われます。

【随時改定と特例改定の違い】

例えば4月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

■通常の随時改定



特例

今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

■今回の特例改定



補足

- 保険料を翌月給与で徴収している場合
5月改定となったときは6月給与から新しい保険料を徴収します。
- 5月・6月改定を行った場合には9月分より定時決定（算定）で提出した報酬月額をもとにした保険料に改定されます。

図：日本年金機構 標準報酬改定の特例改定について リーフレット